【事例２】暦年課税（一般税率及び特例税率）を適用する場合

私（甲野修）は、母（甲野花子）から現金 300 万円、兄（甲野武）から上場株式 500 株の贈与を受けました。
母は直系尊属ですが、兄は直系尊属ではありません。私は令和７年１月１日において 18 歳以上ですので、「一般税率」及び「特例税率」(注)を適用して暦年課税により申告します。
なお、私は、母からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。
（注）「一般税率」及び「特例税率」については、35ページを参照してください。

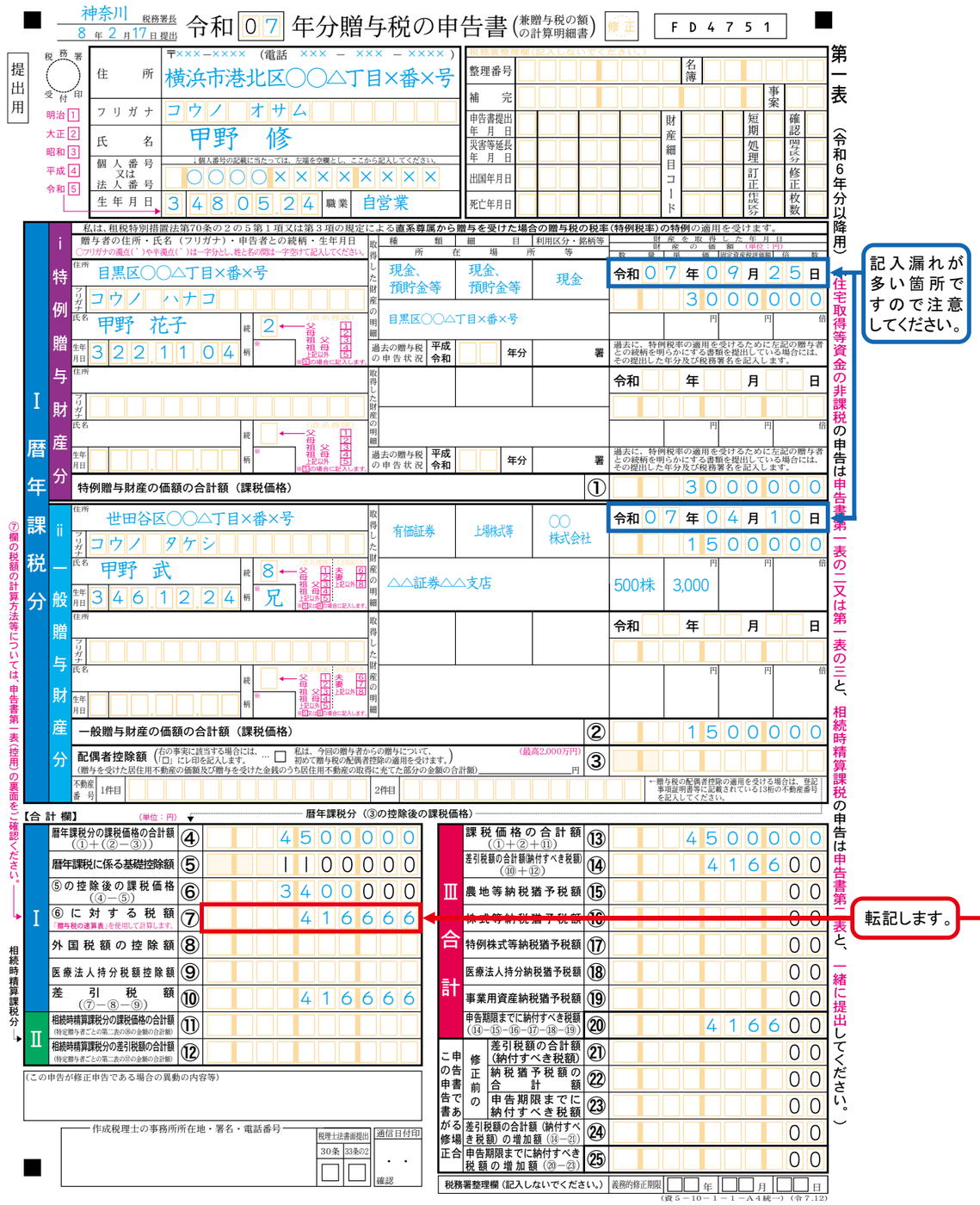

「特例贈与財産」及び「一般贈与財産」（いずれも35ページ参照）の両方を贈与により取得し、「特例税率」及び「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細（特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用）」により贈与税額を計算します。
なお、「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細（特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用）」については、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。

【掲載場所】　ホーム＞税の情報・手続・用紙＞申告手続・用紙＞申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）＞確定申告等情報＞贈与税＞令和７年分贈与税の申告書等の様式一覧＞3_贈与税（暦年課税）の税額の計算明細（特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用）

また、この「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」は、税務署に提出する必要はありません。

贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

（注）この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に沿って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

令和６年分以降用（特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用）

● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合）

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額（申告書第一表の①の金額）	A	3,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額（申告書第一表の②の金額）	B	1,500,000円
配偶者控除額（申告書第一表の③の金額）	C	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【A+B−C】（申告書第一表の④の金額）	D	4,500,000円
暦年課税に係る基礎控除額	E	1,100,000円
Eの控除後の課税価格【D−E】（申告書第一表の⑥の金額）	F	3,400,000円
Fの金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】を使用して計算します。	G	410,000円
特例贈与財産に対応する税額【G×A／D】	H	273,333円
Fの金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（一般贈与財産用）】を使用して計算します。	I	430,000円
一般贈与財産に対応する税額【I×（B−C）／D】	J	143,333円
税額（H＋J）（申告書第一表の⑦欄に転記します。）	K	416,666円

（例）特例贈与財産 5,000,000 円及び一般贈与財産 10,000,000 円を取得した場合

特例贈与財産の価額（A）と一般贈与財産の価額（B）の合計額（D）から暦年課税に係る基礎控除額（E）を控除した課税価格（F）に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】を使用して計算した税額（G・I）について、それぞれ(1)及び(2)のとおり按分計算し、その合計額（K）を計算します。

(1) 特例贈与財産に対応する税額（G及びH欄の計算）
F13,900,000 円×40%（特例税率）－1,900,000 円（控除額）＝G3,660,000 円
G3,660,000 円×（A5,000,000 円／D15,000,000 円）＝H1,220,000 円（注）1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

(2) 一般贈与財産に対応する税額（I及びJ欄の計算）
F13,900,000 円×45%（一般税率）－1,750,000 円（控除額）＝I4,505,000 円
I4,505,000 円×{（B10,000,000 円－C0 円）／D15,000,000 円}＝J3,003,333 円（注）1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

(3) 贈与税額の計算（K欄の計算）
H1,220,000 円＋J3,003,333 円＝K4,223,333 円

【速算表（特例贈与財産用）】

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の１月１日において18歳以上の人に限ります。）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「**特例贈与財産**」といいます。）に係る贈与税の額は、「**特例税率**」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	－	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

【速算表（一般贈与財産用）】

「特例税率」の適用がない贈与により取得した財産（「**一般贈与財産**」といいます。）に係る贈与税の額は、「**一般税率**」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（一般税率）	－	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

特例贈与財産の価額（A3,000,000 円）と一般贈与財産の価額（B1,500,000 円）の合計額（D4,500,000 円）から暦年課税に係る基礎控除額（E1,100,000 円）を控除した課税価格（F3,400,000円）に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた税率及び控除額を使用して計算した税額（G410,000 円・I430,000 円）について、それぞれの財産の価額に対応する税額（H273,333 円・J143,333 円）を計算し、その合計額（K416,666 円）を計算します。